

【マタニティキーホルダー等提供協働事業】

仕様書

令和7年7月

甲府市

仕 様 書

1 件名

マタニティキーホルダー等提供協働事業

2 目的

妊産婦が安心して生活できる優しい環境づくりの一環として、母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダー及び交付時の資料を入れるマタニティバッグ（以下「マタニティグッズ」という。）を配付している。

このマタニティグッズ配付の趣旨に賛同し、母子健康手帳交付時に配付するマタニティグッズ及び母子健康手帳用カバーを無償で提供できる事業者を募集する。

なお、提供者の任意で、マタニティバッグに封入する広告付印刷物を添付することができるものとする。

3 協定

この業務については、協定を締結して行うものとする。協定期間は、協定締結日から令和11年3月31日までとする。

4 規格等

(1) マタニティキーホルダー 3,900 個

ア 大きさ

縦 3～6 cm 横 3～6 cmの範囲のもの（キーホルダー部分を除く）

イ 厚 さ

2～6 mmの範囲のもの

ウ その他

こども家庭庁指定のマタニティマークを印刷したマタニティキーホルダーを個包装したもの。

マタニティキーホルダー本体に広告掲載のないもの。なお、マタニティキーホルダー配付の際、企業等の広告を掲載した資料を同封することは差支えないものとする。

※マタニティマークの詳細については、こども家庭庁のホームページを参照

(2) マタニティバッグ（手さげ袋） 3,900 枚

ア 大きさ

A4 規格の市作成配付物（厚さ約 1 cm）及び A5 規格の冊子類等（厚さ約 2 cm）が入るもの。

イ 素 材

1 kg程度の資料を持ち帰ることができる耐久性があるもので、防水性があり、中身が透けないもの。

ウ その他

マタニティバッグ「本体」に広告掲載のないもの。

配付対象である妊産婦が不快な印象を持たないように、デザイン等については、配慮すること。

(3) 母子健康手帳用カバー 3,900 個

ア 大きさ

B6 サイズの母子健康手帳が入るもの。

イ

無色透明であるもの。

ウ その他

広告掲載がないもの。

(4)その他

協定締結期間内において、マタニティグッズ及び母子健康手帳用カバー（追加提案により提供される物品等も含む。）の見直し等が必要となる場合は、必要な措置を講じること。

5 広告について

- (1) 広告の募集、広告記事作成・掲載、広告料の徴収は事業者が行う。
- (2) 広告料収入は、甲府市には帰属しないものとする。
- (3) 広告内容については、甲府市に報告して進めるものとする。
- (4) 広告内容については、甲府市広告掲載要綱、甲府市広告掲載基準及びマタニティキーホルダー等配付業務における広告取扱要領の規定を遵守すること。
- (5) 広告の大きさは4(2)の袋に入るもので、重さは200g以内とする。
- (6) 広告物には「広告」である旨を明示するほか、掲載される広告の商品・事業者等を甲府市が推奨しているものではない旨を明記すること。
- (7) 提供する広告の見本を、令和8年1月16日（金）までに提出すること。（9(1)に示す納品日を踏まえ、広告審査及び配布物作成の期間を確保すること。本市の広告審査には2～3週間程度の期間を要する。）
- (8) 翌年度に提供するする広告の見本を、令和9年1月15日（金）及び令和10年1月14日（金）までにそれぞれ提出すること。
- (9) 配付期間中に広告内容が変更となり、差し替えなどが必要となる場合は、事前協議のうえ、必要な措置を講じること。

6 業務内容

甲府市と事業者の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 甲府市
 - ア 配付物の審査
 - イ 妊婦への配付
- (2) 事業者
 - ア 作成業務（企画、編集）
 - イ 進行管理業務
 - ウ 配付物の納入
 - エ 配付広告に関する業務。ただし、甲府市広告掲載要綱等を遵守する。

7 費用

6(2)に示す事業者の業務に係る一切の経費については、事業者の負担とする。

8 編集等の条件

事業者は、企画・編集に係る一切の業務を行う。企画・編集については、甲府市と十分協議のうえ、業務を遂行する。

9 納入期限

- (1) 初回 令和8年3月17日（火）
- (2) 2回目以降 配付が途切れないう、事前協議を行ったうえで決定する。

10 納入方法

- (1) マタニティグッズ及び母子健康手帳用カバーの納入数は、1回の納入につき、650個までとする。
- (2) 納入期限までに母子保健課に納入すること。その際、マタニティバッグとマタニティキーホルダーは別々に納入すること。広告物を同封する場合は、マタニティキーホルダー1個に対し、広告物を1部セットした状態で納入すること。

11 配付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

12 配付方法

妊娠届出時および妊婦の転入の際に甲府市が配付する。

13 配付物に関する責任

配付物について、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、甲府市及び事業者は、直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、広告物に関する一切の責任は、事業者又は広告主が負うものとし、甲府市は一切の責任を負わない。

14 秘密の保持

事業者は、本業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らし、又は業務以外に利用してはならず、秘密の属するデータ等は、業務の完了後廃棄処分するものとする。